

報告第1号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

加西市長 西村 和平

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 73 条の 2 中「固定資産課税台帳」の右に「(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第 73 条の 3 中「証明書」の右に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第 12 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 12 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専用部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専用部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 14 条第 1 項中「100 分の 5」の右に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 21 条中「100 分の 5」の右に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 29 条中「附則第 21 条及び第 24 条」を「附則第 21 条及び第 24 条の 2」に改め、「第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に」の右に「、附則第 21 条」を加え、「附則第 24 条」を「附則第 24 条の 2」に、「附則第 25 条の「前年度分」を「同条の「前年度分」に改める。

附則第 30 条中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の加西市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概 要】

- (1) 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、地価の上昇により税額が増加する商業地等（住宅用地ではない宅地等）に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和 4 年度に限り、課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%（現行 5%）に抑える措置を講じる。
- (2) 法律の改正に伴う文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。